

本日の会議に付した案件

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

（国会法第五十五条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件）

（会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告に関する件）

○平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書（第百九十五回国会内閣提出）（継続案件）

○平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百九十五回国会内閣提出）（継続案件）

○平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百九十五回国会内閣提出）（継続案件）（財務省、農林水産省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の部）

○委員長（二之湯智君） ただいまから決算委員会を開会いたします。

（略）

○委員長（二之湯智君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

（略）

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子です。

本日は質問の機会をいただきまして、委員長、理事の皆様方、また委員の皆様方に感謝申し上げます。

冒頭、4月11日に大分県中津市で発生した土砂災害で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

こうした中で、まだ安否が不明な方々がおられるわけであり、早期に安否の確認がなされることをお祈り申し上げます。そして、今現在も懸命の捜索活動が行われているわけであり、捜索活動をなされている方々に心から敬意を表したいというふうに思います。

また、4月9日には、島根県の西部を震源とする地震も発生して大きな被害が出ているわけであり、大分県、島根県始め、災害で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

早速質問に入ります。

決算の参議院と言われているわけですが、決算の審議をしっかりと行って、その内容を予算に反映していくことが極めて重要であります。そうした認識の下で、主に平成28年度会計検査報告に基づき質疑を進めてまいりたいというふうに思います。

会計検査院による検査の意義は多岐にわたっているわけですが、私自身は、実際に施策が実施された現場での個別の検査の結果に基づいて施策の改善を強く求めることによりまして、不当事項の再発防止だとかあるいは各種施

策の効果的、効率的実施に大きく貢献していることであるというふうに理解しております。

そこで、今回は、農林水産省が所管する事業におきまして、平成28年度の会計検査報告の中で処置要求とされている事業を中心に、現時点で改善を図ったことを確認し、それら改善を踏まえて今後どのように各種事業を展開していくのか、その方向性について明らかにしていきたいというふうに思います。

まずは、6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業のフォローアップについてお尋ねいたします。



農林水産省は、農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、外食や中食に関係する事業者による国産食材の活用促進など、多様な異業種との連携強化を進めるいわゆる6次産業化の取組を積極的に支援しております。この6次産業化を支援するスキームの中で、農林漁業者等が行う農林水産物を活用した新商品開発の取組や、この取組を支援するサポート事業について、今回、会計検査院から指摘を受けているわけであり

ます。6次産業化ネットワーク活動交付金等に対する会計検査院の処置要求に対してどのような改善を図ったのか、また、平成30年度食料産業・6次産業化交付金について、会計検査院に指摘された新商品開発の位置付けとともに、6次産業化推進全体の今後の展開方向についてお聞かせいただきたい

と思います。○国務大臣（齋藤健君） 昨年12月に会計検査院から、6次産業化ネットワーク活動交付金等による新商品開発事業につきまして、一つ目が、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させること、それからもう一つは、新商品について利益が発生していない場合には要因と改善策を報告させ、サポート機関の更なる活用を図るとともに、事業終了後4年目以降も利益の発生状況等について報告をさせることと

の処置要求がなされました。このため、交付金の事業承認者であります都道府県、この都道府県等に対しまして事業主体を指導するように周知徹底をし、事業収益報告書の提出状況を報告をさせていただくということにいたしましたし、平成30年度からは、事業終了後3年以内に利益が出ていない場合には4年目以降も事業収益報告書を作成して報告をさせるというように交付金の実施要綱に規定をさせていただきました。

また、6次産業化への支援等については、平成30年度から、より各地域の実態に応じた活用が可能となりますように、新商品開発への支援を含めた関連事業を都道府県向けの交付金として集約、再編をしまして、新たに食料産業・6次産業化交付金という形で創設をいたしました。

農林水産省としましては、今後とも、6次産業化の取組を

積極的に支援し、農林漁業の成長産業化を実現してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

6次産業化の推進は、農業、林業、漁業を営む方々はもとより、地域の中での雇用の増大を図り、そして地域全体としての所得向上を図っていく重要な取組であります。農林水産省におかれましては、今大臣御答弁いただきましたけれども、しっかりとこの政策、推進していただきたいというふうに思っています。

次に、農林水産物と食品の輸出促進についてお尋ねいたします。

政府においては、平成28年5月に農林水産業・地域の活力創造本部で農林水産業の輸出力強化戦略が取りまとめられ、公表されております。この中で、平成31年、これ2019年でございますが、来年でございます、この平成31年に農林水産物と食品の輸出額を1兆円に拡大するという目標が設定されております。こうした中で、これらの海外マーケット調査等を内容とする輸出対策事業について会計検査院から指摘を受けているわけであります。

農林水産物・食品の輸出促進事業に対する会計検査院の処置要求に対してどのような改善を図ったのか、また、農林水産物と食品の輸出促進施策について、会計検査院の指摘を受けた施策の位置付けと輸出



額の達成に向けた今後の施策の展開方向をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（齋藤健君） 昨年10月に、平成25年度から27年度までに実施した輸出促進事業に関しまして会計検査院から処置要求がなされたことを受けまして、当省は速やかに、まず事業実施主体に対しまして、今後の事業成果報告書では事業参加者の輸出額を客観的資料に基づき把握することや要因分析を行うように指導をいたしました。また、各地方農政局等に対しましては、記載内容の確認等、適切な対応を指示をいたしました。また、平成30年度の事業では、成果目標を事業の成果を適切に把握、検証できるように設定をするようにということなど、実施要領の必要な見直しを行いました。

今回指摘を受けた事業は、海外見本市への出展ですとか商談会への参加等を支援するものでありまして、私どもとしては、農林水産物・食品の輸出拡大のための重要な支援策の一つでありますものですから、平成30年度におきましては、事業の実効性を高めつつ、しっかり支援を行いたいと考えております。

また、二つ目の御指摘の更なる輸出拡大策についてであります、本年1月から本格開始しました日本食海外プロモ-

ーションセンター、JFOODOですね、このJFOODOによる戦略的プロモーションの実施ですとか、それから集出荷拠点や加工施設等の輸出拠点施設の整備、ハード面です、輸出先国・地域の輸入規制の撤廃、緩和に向けた交渉など、政府が主体的に行う輸出環境の整備等の取組を進めているところでありますし、精力的に実行していきたいと思っております。

今後とも、輸出の拡大につながる効果的な支援を行いまして、平成31年輸出額1兆円目標の達成を図ってまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

平成29年の我が国の農林水産物と食品の輸出額は、8,071億円に達しております。平成25年から5年連続で増加しているわけでありまして。まずは目標の輸出額1兆円達成が重要な課題だというふうに思いますが、やっぱりこれはあくまでも一里塚なんだろうというふうに思うわけでありまして。

今回指摘された事業自体は、輸出促進全体の政策パッケージからすると、これ、今大臣、重要なパーツだということをお答弁いただきました。まさにそういった中で、これも重要なパーツなんです、まず一つのパーツであります。しかしながら、その改善を図るプロセスにおいて全体の政策パッケージを効果的、効率的に動かすヒントがあるのではないかと、いうふうに思うわけでありまして。

今回の指摘を重く受け止めまして、官民一体となって、輸出戦略に基づき、海外需要の創出とともに、今大臣おっしゃいましたように、諸外国の輸入規制の撤廃や緩和、国際規格だとか国際認証取得を始めとする輸出環境整備に集中的に取り組んでいただいて、輸出額の飛躍的向上と、それが安定していくような取組、是非とも期待しているわけでありまして。この際、是非とも輸出額の増加が目に見えて現場の農林水産業を営む方々の所得の向上につながるように強く要望したいというふうに思っています。

次に、鳥獣被害防止についてお尋ねいたします。

鳥獣による農作物被害は、平成24年度が230億円であったものが、近年徐々に減少してきてはいるものの、平成28年度においては172億円となっております。まだまだ高い水準の被害額となっております。全国を回りますと、鳥獣被害に悩まされている声、それも極めて悲痛な声が上がっているわけでありまして。被害によって精神的に大きなダメージを受けて、営農意欲がなくなったという沈痛な声も聞くわけでありまして。

こうした中で、農地への鳥獣の侵入を防ぐ防止柵の設置が効果的でございますが、それら侵入防止柵の設置や維持管理に関して今回会計検査院から指摘を受けているわけでありまして。

鳥獣被害防止総合対策交付金に対する会計検査院の措置要求に対してどのような対応を取ったのか、また、地域で改善に取り組むに当たりまして農林水産省としてどのような支援を行うのか、さらに、地域農業にとって重要な鳥獣被害防止対策の今後の展開方向をお聞きしたいと思います。

○大臣政務官（上月良祐君） 昨年の10月に、会計検査院から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業で導入いたしました侵入防止柵の設置やその維持管理等が適正に行われていなかったということ等に関しまして指摘を受けたことに対しましては、大変重く受け止めております。

当省といたしましては、会計検査院の改善処置要求を踏まえまして、本年の1月12日付けで、侵入防止柵設置後の被害状況を把握すること、そして、被害軽減目標が達成できないと見込まれる場合に原因究明を行うことなどを徹底する旨の指導通知を都道府県を通じまして市町村や事業実施主体宛てに発出いたしますとともに、全国会議におきましても指導徹底を図っているところでございます。

これらが地域の実情に即して適切に実施されますためには、地域住民の方々が被害状況を適時把握しながら、侵入防止柵の正しい設置や適切な維持管理を行っていただくことが必要でございます。地域の人手が、今委員から御指摘がありましたように、人手が不足します中で円滑にこれらを実施していきますためには、鳥獣被害対策実施隊など地域ぐるみで取り組むことが有効であると考えております。鳥獣被害防止総合対策交付金によりましてこのような活動を、したがいまして支援をしているところであります。

また、地域リーダーの育成研修事業におきまして侵入防止柵の正しい設置方法や適切な維持管理方法を指導いたしますとともに、当省のホームページにおきましても、柵の正しい設置方法などにつきまして動画で学習していただける、この研修に来なくても見ていただける、そういったものも掲載しているところでありまして、正しい知識の普及と、それに基づき指導のできる人材の育成に努めているところであります。

野生鳥獣による農作物被害は、委員御指摘のとおり、4年連続で減少傾向にはありますものの、耕作放棄、あるいは精魂込めて作ったものが最後に荒らされたりすることによる営農意欲の減退等、数字以上に極めて深刻な被害があるというふうに考えております。

今後とも、実施隊の設置等、効果的な事業実施体制を構築した上で、柵の設置や捕獲強化など、地域ぐるみの対策を総合的に支援することで国と地方公共団体が一体となって被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

先ほどの6次産業化、それから輸出促進もそうでございますけれども、やはり是正措置の経過や結果を問われますと、国の場合は必ず出先機関や地方公共団体等に指導通知等を発出したという回答が多いわけでありまして。この通知の発出自体は極めて大切なことだというふうに思うわけですが、是非とも、その通知の内容に即して実際に現場で対策を行う方々の立場を是非考えていただきたいというふうに思います。私は、それが現場に寄り添うということなんだろうというふうに思うわけでありまして。

そうした観点からいたしますと、今、上月政務官から御答弁

ございましたけれども、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊の活用だとか、動画だとかガイドブックの活用、今ございましたそういったことが極めて有効だというふうに思っております。鳥獣被害への対応というのは、捕獲鳥獣のジビエ等への利活用の促進も含めて、これは総合的に対策を講じていく必要があるというふうに考えております。鳥獣被害に直面する農山漁村は今後更に高齢化と人口減少が見込まれるわけでありまして。是非とも、現場に寄り添った鳥獣被害対策の実施を、また充実をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、治山対策についてお尋ねいたします。

本件は平成28年度の会計検査院報告とは直接関係しないんですけれども、冒頭申し上げましたとおり、大分県中津市で本当に痛ましい山地災害が発生したこと、また昨年、記憶に新しいところでございますが、九州北部豪雨災害でのすさまじい流木、流れ木の災害ございました。こういったことを踏まえて、二点確認したいというふうに思います。

まず、一点目でございますが、4月11日に発生した大分県中津市における山地災害の対応をお聞きしたいと思います。また、このような災害を予防、復旧する治山事業は極めて重要であります。しっかり推進していくべきと考えていますけれども、農林水産省の見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人（沖修司君） お答えいたします。

大分県中津市で発生いたしました今回の山地災害につきましては、まず、先週11日水曜日でございますけれども、林野庁の職員を現地に派遣いたしますとともに、翌12日木曜日には学識経験者による現地調査を実施いたしました。また、15日日曜日には磯崎副大臣が現地に赴くなど、被害状況の把握と災害原因の究明などを進めているところでございます。今後、大分県等と連携しながら、早期復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

近年、大規模な山腹崩壊など激甚な山地災害が頻発しており、林野庁としましては、樹木の根や下草の発達を促す間伐などの森林整備や、土砂の崩壊、流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備などを推進しているところでございます。

今後とも、所要の予算を確保し、事前防災・減災に資する国土強靱化に向けて、効果的、効率的な治山事業を推進してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

これ、雨も降っていないのに、何らかの兆候はあったんでしょうけれども、これ突然山が崩れてくるわけでありまして。これは本当に恐ろしいことでございます。関係省庁とも密接に連携をしていただきまして、迅速かつ着実な、確実な対策を講じていただくようお願いしたいというふうに思います。

そして、二点目でございます。

昨年の九州北部豪雨による流木災害等の発生を受けて林野庁が実施した緊急点検で抽出した流木対策が必要な1,200地区につきまして、対策の進捗状況をお聞きしたいと思います。



また、流木対策を進めるに当たって、都道府県だけでは事業の実施が困難な場合もあると考えますが、国の支援体制をお聞きします。

○政府参考人(沖修司君) お答えいたします。

林野庁では、九州北部豪雨による流木災害等の発生を受けまして、国土交通省と連携して、全国の山地災害が発生するおそれのある森林を対象に緊急点検を実施し、緊急的、集中的に流木対策が必要な箇所として約1,200地区を抽出したところがございます。今後、おおむね3か年を掛けまして、流木捕捉式治山ダムなどの治山施設の設置、樹木の根や下草の発達を促す間伐等の森林整備等の流木対策を計画的に実施することとしており、平成29年度補正予算により対策を開始したところがございます。平成30年度予算による対策も含めると、1,200地区のうち約6割において着手を見込んでいるところがございます。

また、九州北部豪雨によりまして甚大な被害を受けました福岡県朝倉市内の民有林においては、国の直轄治山事業による山腹工などの復旧事業を開始するなど、大規模な災害が発生した場合には、都道府県の要請を受け国が事業を実施しているところがございます。

今後とも、必要な予算を確保しつつ、こうした対策を着実に実施し、地域の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

本件につきましては、昨年12月の農林水産委員会でも私から農水省に質問した経緯がございます。私は、流木被害の防止には短期的な対策と中長期的な対策の同時並行的な実施が重要であるというふうに考えているわけでありまして、

すなわち、短期的な対策とは、これ今長官御答弁なさいましたけれども、流木捕捉式の治山ダム、いわゆるスリット式の治山ダムの計画的な設置であります。これは、国土交通省の土砂流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤、いわゆるスリット式の砂防ダムということだと思いますが、この砂防ダムの設置と密接に連携しながら効果的に進めることが大切だというふうに考えております。また加えて、中長期的な対策としては、これもまた長官御指摘のとおり、樹木や根や下草の発達を促す間伐等を行う森林整備事業の計画的な実施が重要な課題だというふうに考えております。

特に緊急点検で優先度が高いと判断された1,200地区、これ6割ぐらい着手するというところでございますが、この進捗状況、これ極めて進捗は重要であります。早期にやっけないといけな。これには必要な予算の確保も含めてしっ



かりと今後フォローする必要があると思いますので、是非ともこれは重点課題として取り組んでいただきたい

というふうに思います。

次に、水産関係でございます。

HACCP対応のための施設改修についてお尋ねしたいというふうに思います。

ここでのHACCP対応の施設改修というのは、水産物の輸出に対応する方でございます。水産物の輸出に対応した施設改修等で輸出拡大を目指す水産加工や流通業者が輸出相手国の衛生管理基準、いわゆるHACCP基準を満たすために行う加工流通施設の改修整備等を指しております。

今回の会計検査院の指摘は、施設改修等の支援事業の実施に当たって、加工流通施設の仕様がHACCP基準を満たすものになっていなかったり、HACCP体制が確立できていなかったりしているということが見受けられたということでございます。そういった中での改善要求が出されているわけでありまして、

そこで、HACCP対応のための施設改修等支援事業に対する会計検査院の処置要求に対しましてどのように対応を行ったのか、お聞きしたいと思います。

また、今般の指摘も踏まえて、水産物の輸出拡大に向けてどのように取り組むのか、併せてお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) HACCP対応のための施設改修等支援事業は、輸出先国のHACCP基準への対応を目指す水産加工業者等が行います水産加工施設の改修等を支援する事業でございます。平成24年度から毎年度の補正予算において措置をまいりました。

今般、会計検査院から、一部の施設におきまして事業実施計画に予定していた時期までにHACCPの認定が取得されていなかったといった指摘を受けるとともに、今後、HACCP認定が取得され、本事業の効果が十分に発現されるよう、事業主体に対しまして必要に応じて改善計画を策定させるなどして指導をなさいということと、利用状況等報告書に施設認定が取得されていない要因や解決方を具体的に記載させるべしということなどの処置要求がなされたところがございます。

農林水産省におきましては、会計検査院の指摘を真摯に受け止めまして、水産庁の長官から事業主体に対しまして、一時的な水産資源の変動等の外部要因がある場合を除きまして、改善計画書の提出を求めるとともに、利用状況等報告書の内容を改めるなどの措置を講ずる通知の発出等を行ったところでございます。

水産物の輸出を拡大していきますためには、HACCPの施設認定を進めていくことはこれは大変重要でございます。本事業によりまして支援やHACCP導入のための研修会開催あるいは現地指導など、引き続き、きめ細かく対策を講じていくことといたしております。

さらに、水産物・水産加工品輸出拡大協議会によりましてオールジャパンでのプロモーション活動の支援、さらに、JFOODOも立ち上がりましたので、重点品目として水産物となっておりますので、JFOODOによる取組と連携した取組、それから、輸出先国や地域によりまして各種輸入規制の緩和、

撤廃に向けました協議でございます、こういった取組などを併せて実施していくことによりまして、水産物輸出額、平成31年で3,500億という目標がありますので、これを達成できますように、先ほど委員から御指摘がありました、現場の状況を踏まえて現場に寄り添う形でやっていけということによく留意しながら、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

農林水産物・食品の輸出食品につきましては先ほど触れたわけでございますけれども、平成29年の輸出実績8,071億円のうち水産物は2,749億円でありまして、約3分の1を担っている、極めて重要な位置付けになっているわけでありまして。

平成30年度予算におきましては、水産物輸出倍增環境整備対策事業が計上されております。これは、HACCP認定を促進するため、研修会の開催あるいは専門家による現地指導への支援、海域等のモニタリングへの支援、さらには水産庁による対EU・HACCP認定体制の充実、また水産物輸出のためのトレーサビリティの導入への取組の実証等を支援する事業であります。是非とも、重要な事業でございますので、今回の会計検査院の指摘を踏まえまして、今政務官御答弁なされましたように、しっかりとやっていただきまして、実施していただきまして、水産物の輸出拡大につなげていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、密漁についてお尋ねしたいと思います。

本件は会計検査院の報告とは直接関係ございませんけれども、漁業関係者の高い関心が寄せられている重大な問題であります。水産資源の持続的な利用を図るためには漁業者等による資源管理が重要であります。

昨年4月に策定された水産基本計画におきましても、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進、これが重要課題として位置付けられているわけでありまして。

こうした中にありまして非漁業者による密漁が横行しておりまして、特に沿岸におけるナマコやアワビ、サザエといった資源に打撃を与えており、その手口も悪質化、巧妙化していると聞いております。このような状況を踏まえまして、近年の悪質、巧妙化する密漁について罰則を強化すべきではないかという声もありますけれども、どのように考えるか、お聞きしたいと思います。

また、水産庁で現在講じている対策の現状と今後の密漁防止対策についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人（長谷成人君） 水産資源への密漁に関するお尋ねでございます。

議員御指摘の罰則強化につきましては、平成19年の漁業法改正によりまして、無許可操業、いわゆる密漁に対する罰則の大幅な引上げを行ったところでございます。

具体的には、都道府県が定める漁業調整規則に係る無許可漁業、禁止漁業違反の罪につきましては、法定刑の上限6月以下の懲役又は10万円以下の罰金を3年以下の懲役又は200万円以下の罰金としたところでございます。その上で、

沿岸域での密漁対策につきましては、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識しております。

水産庁としては、都道府県や系統組織も参加する密漁防止対策全国連絡会議を毎年開催いたしまして、悪質、巧妙化する密漁に対する効果的な対策についての情報提供などを行っております。また、密漁品の市場流通からの排除や水産物の適正な流通が確保されるよう、関係者の指導も行っているところでございます。

さらに、密漁対策への支援といたしまして、従来から、都道府県等に対する交付金によりまして、密漁監視施設の整備、メディアの活用や看板の設置による普及啓発等を支援してきておりますが、これに加えて、平成30年度予算におきまして、更なる効率的な密漁防止対策が行われるよう、監視活動に必要な暗視カメラですとかドローンなどの資機材の導入費用を新たに支援することとし、強化を図ったところでございます。

今後とも、関係機関と連携強化を図り、これら対策を実施するとともに、罰則強化の効果も見極めつつ、効果的な密漁の防止について検討してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

密漁の罰則強化につきましては、今長官御指摘のとおり、平成19年に漁業法及び水産資源保護法の一部改正が行われまして、平成20年4月1日以降に、禁止漁業及び許可制に係る無許可操業に対する罰則ということで強化されたことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、近年の悪質化、巧妙化に対応して、更なる罰則強化、これ必要になってきているんだという声現場に本当に多い、声が多いわけでありまして。是非とも、この現場の声、これ悲痛な声なんです。この悲痛な声にも耳を傾けていただき、今、罰則の効果も見極めながらという御答弁いただいたわけでございますが、そういった中で、是非とも、この罰則強化ということも一つのオプションに入れてしっかりと検討を深めていただければというふうに思っております。

また、本件、やはり取締りということになりますと、水産庁始め海上保安庁、警察庁始め都道府県、あるいは漁業関係者との密接な連携というのはこれ極めて重要だろうというふうに思います。今、ドローンだとかいろいろな新たな機器を導入しての取締りのお話ございましたけれども、是非とも、この取締りの手法等を含めまして、この現場において取締りの実効性が確保できるように、またその実効性が高まっていくように、更に御努力をいただきたいというふうに思っております。

額に汗を流してこれルールを守っている正直者が報われない社会、これはいけないわけでありまして。密漁は重大な犯罪行為ですから、是非とも毅然としてしっかりと対応していただきたいというふうに考えております。

先ほど水産物の輸出のためのトレーサビリティについて触れさせていただいたわけでございますが、改めて確認しますと、このトレーサビリティ、私は極めて重要だというふ

うに考えております。

水産物におけるトレーサビリティの意義につきましては、三つあるというふうに言われているわけでありまして、一つ目が、違法、無報告、未規制の漁業、いわゆるIUU漁業への対策でございます。そして二つ目が、輸出相手国内の規制に適切に対応して輸出を促進することでありまして、そして三つ目が、これブランド化や適切な資源管理をアピールすることなどによる販売促進であります。

このIUU漁業への対策と、それから輸出促進と、それから販売促進、この三つなわけでございますけれども、私はこれ、いずれにしても、この三つを進めていく上で、現場での対応というのは多くの手間とコストが必要になってくるんだろうというふうに思うわけでありまして、

私は、水産日本復活には、この水産物のトレーサビリティ、これ国策として徹底して推進していく必要があるというふうに考えているわけでありまして、そのためには、官民の役割分担と連携を更に緊密化していただいて戦略的に進めていく必要があるというふうに考えております。

国際的なIUU漁業対策については、地域漁業管理機関、RFMOと言われておりますけれども、この地域漁業管理機関や二国間の枠組みがありますけれども、これは政府全体でしっかりと対応する必要があるわけでありまして、これをしっかりとやっていただく。そして、一方でまた、販売戦略というのは、水産エコラベルの取組を始めまして、これやっぱり政府もやるんですが、主に民間が主体になってしっかりと対応していくべきものであるというふうに思うわけでありまして、

これ、いずれにしても、掛け声あるいは目標だけではなくて、是非とも、いつまで何をやるんだという時間軸をしっかりと明らかにして、その中で官民が何をやるんだと、いつどこまで何をやるんだというようなロードマップをしっかりと官民で共有していただいて、これ戦略的に取り組んでいただく、これを是非とも提案申し上げたいというふうに考えております。

以上、今回、会計検査院の検査報告をベースにして質問させていただきましたけれども、今日、前向きな答弁をいただきました。是非しっかりと、農林水産省におきましては、農林水産業の発展、また地域の発展に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以下略)